

被ばく医療研修認定委員会の設置について

令和3年 4月 1日  
令03放(規則)第5号

(目的)

第1条 この規則は、原子力規制庁原子力災害対策事業費補助金(原子力災害等医療実効性確保事業)により実施する原子力災害医療研修制度に資するため、放射線医学研究所(以下、「放医研」という。)に、被ばく医療研修認定委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

(所掌業務)

第2条 委員会は、次の各号に定める事項について審議することを任務とする。

- (1) 研修及び研修コース認定の基準を定めること
- (2) 受講者の研修修了認定の基準を定めること
- (3) 研修を行う講師の資格を定めること
- (4) 研修主催者から申請される研修を認定すること
- (5) 受講者の研修修了を認定すること
- (6) 標準テキストを承認すること
- (7) その他委員長が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、放医研所長(以下「所長」という。)が指名する機構の役職員及び所長が委嘱する機構外有識者をもって構成する。

2 委員長及び委員長代理は、機構の所長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。ただし、委員長に事故があるときは、委員長代理がこれにあたる。

(任期)

第4条 委員長及び委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(開催)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会が審議しようとする案件について利害関係を有する委員長又は委員は、当該審

議に参加することができない。ただし、委員長が利害関係を有する案件を審議する場合は、第3条第3項の定めに従い、委員長代理が会務を掌理する。

3 委員会は、委員長のほか、委員総数の過半数の出席をもって成立とする。

4 委員会の議事は出席者の総意をもって決する。

5 委員会は、委員長が必要と認める場合は書面により開催することができる。

6 委員会は非公開とする。

(守秘義務)

第6条 委員長、委員長代理、委員及び委員会に携わる者は、職務上知り得た情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第7条 委員会の事務は、放医研被ばく医療部が行う。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会に係る必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(規則の廃止)

第2条 被ばく医療研修認定委員会の設置について(令01被(規則)第1号)は、廃止する。